

志布志市の介護保険料について

●65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、本人の所得や世帯の市町村民税の課税状況に応じて、次の段階に分かれています。

※令和2年4月1日から、第1段階～第3段階の介護保険料軽減強化のため年額保険料が減額改正されました。（変更箇所は下線部分）

令和2年度					
段階	保険料率	年額保険料	対象者		
第1段階	基準額× <u>0.3</u>	<u>22,752</u> 円	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	非課税世帯	
			世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下		
第2段階	基準額× <u>0.48</u>	<u>36,404</u> 円	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円以下		
第3段階	基準額× <u>0.7</u>	<u>53,088</u> 円	世帯全員が市町村民税非課税（上記以外）		
第4段階	基準額×0.90	68,256円	本人が市町村民税非課税で課税年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下		課税世帯
第5段階	基準額	75,840円	本人が市町村民税非課税（上記以外）		
第6段階	基準額×1.25	94,800円	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が100万円未満		
第7段階	基準額×1.30	98,592円	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が100万円以上150万円未満		
第8段階	基準額×1.35	102,384円	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が150万円以上200万円未満		
第9段階	基準額×1.45	109,968円	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上250万円未満		
第10段階	基準額×1.50	113,760円	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が250万円以上300万円未満		
第11段階	基準額×1.55	117,552円	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満		
第12段階	基準額×1.70	128,928円	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上		

※老齢福祉年金とは、昭和36年4月の国民年金制度発足時に、既に高齢で国民年金制度に加入することが出来なかった方で、所得が一定以下の人に支給される無搬出制の年金であり、老齢基礎年金とは異なります。

※合計所得金額については、租税特別措置法（土地の収用など）が適用される場合は、特別控除額を控除した額になります。

●保険料の減免

災害などにより重大な損害を受けたときや、その他特別な事情により納付が困難な方については、申請により保険料が減免に該当する場合があります。市役所税務窓口に御相談ください。

（裏面も御確認ください）

●介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、特別徴収（年金からの差引き）と普通徴収（納付書・口座振替）がありますが、原則として特別徴収で納めることが定められていて、納め方を選択することはできません。

次のようなときは普通徴収になります

- ・特別徴収対象年金が年額18万円未満の方
- ・年度の途中で介護保険料を納付完了された方や減額変更になった方
（※翌年度も引続き普通徴収となる場合がありますので、4月に送付される通知を御確認下さい）
- ・年度の途中で65歳になった方や転入してきた方
- ・年金が一時差止めになった方や年金を担保にしている方 など

平準化

特別徴収（年金差引）における8月の保険料について、上半期と下半期のバラつきを抑えて1回あたりの保険料を均一にしていくための【平準化】を行っております。その結果、8月の保険料が極端に高い（低い）方につきましては、御理解をいただきますようお願いいたします。

●介護保険料についてよくある質問等

問① 自分は介護保険サービスを利用していませんが、保険料を納めないといけないのですか。

答① 介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（第2号被保険者）の介護保険料等により支えられています。従って、介護保険サービスを利用していなくても、保険料を納めていただくことになります。
※互助精神であります介護保険制度を御理解いただき、皆様の御協力をお願いします。

問② 介護保険料はどのように決まりますか？

答② 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、市で必要な介護サービスがまかなえるよう算出された「基準額」をもとに、本人の所得や世帯の市民税の課税状況に応じて個人ごとに決定します。

問③ 住んでいる市町村で介護保険料は違いますか？

答③ 3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、それぞれの市町村で介護サービス費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに決まります。従って、住んでいる市町村で介護保険料は違うことになります。

問④ 介護保険料の年金からの差引き（特別徴収）は、いつから始まりますか？

答④ 年度途中で満65歳に到達された方や転入をされた方で資格を取得された方は、年金からの差引き（特別徴収）はすぐには開始されませんので、当面は納付書又は口座振替により納めていただくことになります。年金からの差引き（特別徴収）が開始されるのは、おおむね半年～1年後となりますので、口座振替での納付をお勧めします。なお、年金からの差引き（特別徴収）が開始される際は、事前に文書にてお知らせします。

問⑤ 介護保険料を滞納するとどうなりますか？

答⑤ 特別な事情がないのに介護保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差止めになったり、利用者負担が1割から4割になったりする措置等がとられますので、納め忘れがないようにしてください。（※滞納期間により、給付制限が異なります。）